

2021年1月9日

各 位

東洋シャッター株式会社

営業停止処分に伴う当社ホームページの一部閲覧制限のお知らせ

当社は、2020年12月25日付で開示いたしましたとおり、国土交通省近畿地方整備局より、2021年1月9日から2月7日までの間、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けております。

これに伴い、営業停止期間中については、新規契約に繋がる可能性のあるホームページの閲覧を一部制限させていただいております。

なお、修理はもとより、新規工事のご契約や既存工事の契約への追加についても原則禁止されているほか、見積もり、交渉と見なされる行為等についても禁止されており、期間中はお問い合わせメールに対しても回答することができませんので、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、あらかじめご了承ください。

以 上